【2. 保護者等の収入の状況について】								
(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (<u>いずれか</u> の□にレ印を付けてください。)								
□ 4月~6月(前年度の課税証明書等を添付) □ 7月~翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)								
(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課題 (次の①から⑧までの <u>いずれか</u> の口にレ印を付けてくださ)								
(2) -1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。								
1	一							
	親権者 1 名分 (アからウまでの <u>いずれか</u> の口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、 $⑤$ から $⑧$ までのいずれかの口にレ印を付けてください。)							
2		□ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算 支給の区分に影響がないことが明らかな場合						
	—II I						を課されていない場合	
	□ ウ ・親柞	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等						
3	未成年後見人							
4	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という) (両親等) 2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合							
	主たる生計維持者 1 名分 (アからウまでの <u>いずれか</u> の□にレ印を付けてください。)							
	□ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課された としても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合							
(5)	□ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されて いない場合							
	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等							
6	(⑥ □ 生徒本人 ・ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、・ 未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等							
(2) -2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。								
7	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合							
8	⑧ □ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合							
課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は®にレ印を付けた場合は不要です。 2025年1月1日現在、生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)								
	氏名		生徒との続柄		氏	名	生徒との続柄	
	愛知 次郎		*		愛知	花子	0	
20.	2025年1月1日の居住地(市町村)		生年月日	7 [2025年1月1日の	居住地(市町村)	生年月日 西暦	
	名古屋		19●● 年 4 月 1	Ħ	名古	屋市	19●● 年 12 月 1日	
□ 生活扶助を受けている。 ※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変								
※ 収入の修正中音や依頼の更正決定による中町村氏税の課税が行待額(課税標準額)又は中町村氏税の調金控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。								
【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。) 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学								
□ <u> </u>								
 学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)								